

臺灣地名研究

前臺北帝國大學總長幣原坦閣下題字
臺灣總督府圖書館長山中樵先生序文

臺灣地名研究

安倍明義編

昭和十二年十二月二十八日印刷
昭和十三年一月一日發行

定價金四圓
送料二十四錢

不許
複製

臺北市大安字十二甲四二七(中城東村二條通)
編輯兼發行人 安倍明義

臺北市八甲町二丁目六番地
印刷人 青木 崑

發行所

臺北市大安字十二甲
四二七(中城東村二條通)

蕃語研究會

振替臺灣四九三五番

發賣所

臺北市榮町三丁目

杉田書店

電話二九六八番
振替臺灣四七九番

NT600

昭和十二年十二月二十八日印刷
昭和十三年一月一日發行

定價金四圓
送料二十四錢

不
許
複
製

臺北市大安字十二甲四二七(中城東村二條通)
編輯兼
發行人 安倍明義

臺北市八甲町一丁目六番地
印刷人 青木 崑

發行所

臺北市大安字十二甲
四二七(中城東村二條通)

蕃語研究會

振替臺灣四九三五番

發賣所

臺北市榮町三丁目

杉田書店

電話二九六八番
振替臺灣四七九番



子
名
我

世
名



序

畏友安倍明義君は篤學の士である。先に東臺灣に在るや公務の餘暇を以て蕃語の研究に従ひ、苦慮二十年終に之を大成し、昭和五年、蕃語研究を刊行して、一般研究者は勿論特に理蕃當局者に好箇の資料を寄與せられたのであつたが、今回更に「臺灣地名研究」を出版して各界人士の利便を計られんとするは、眞に感謝敬服の次第である。

臺灣の地名は實に複雑である。漢人が其の地形や當初の風景から付けたものの外、蕃語があり、音に宛てた漢字名があり、又其の意譯があり、或は西洋人の付けたものから起つたもの等々、此等は何れも在來の地名であるが更に大正九年地方制度改正の際行はれた地名の改稱で、在來のもので三字以上の分は其の一部を削つて悉く二字となし、或は全然内地式の新しい名に改められ、用字も例へば仔は子、崗は岡、灣は澳、寮は寮といふ様になし、而も二字名に改むることは當時街庄までに止め、大字の方は後廻しとされて今なほ其の儘になつて居るといふ様な狀況で、改正の地名からは本來の意義を窺ふことが出来ないものが多い許りでなく、大字の如きは讀み方だけでも容易ならぬことは、最近内地で出版された百科辭典等に掲載されてゐる臺灣地名の振假名に誤譯の多いのを見ても、之を知ることが出来る。

著者安倍君は深く思を此の點に致され、又やがて其等地名の意義起原等の全く失はれんことを

愛へ前に述べた蕃語研究の傍地名の研究を志し、其の間府縣廳志を始め蕃族に關する各種の調査報告書其の他多數の圖書を參考し、更に臺灣語地名蕃語地名西洋語地名に關してはそれ／＼蕃俗歴史の専門家に就て疑を質し、又實地の踏査をなす等周到なる用意を以て、多年に亘つて之が編纂を續行し、稿いよ／＼成るや、索引の外、國語及び臺灣音の假名を付した市街庄大字名一覽を之に付し上梓せられた次第である。

著者は本書の如き臺灣地名研究の一捨石に過ぎないと云はれてゐるが、本書は明治三十一年臺灣總督府陸軍幕僚で編纂印行した臺灣地名解以後始めて見る臺灣地名關係の本で、四十年間の缺陷を充填する唯一のものであるといふ其の一點からだけでも、特筆さるべきものであるが、著者苦辛の結晶である其の内容は、臺灣を研究する方々は勿論爲政者教育者其の他各方面の人士に對し、それ／＼異なつた用途に於て、多大の裨益を與ふことを信じて疑はないものである。

私は茲に本書の刊行を祝すると同時に、四十年間世人が閑却して居つた此の仕事を終に完成された著者安倍君に對し、重ねて多年の勞苦を謝し、衷心敬意を表すると共に、各界の方々に本書の利用を勸奨する次第である。

昭和十二年十二月

臺灣總督府圖書館長

山中

樵

序 言

何れの國、何れの地でも、その名の起源に溯れば、皆或意を以て命名されたことは疑ひないが、その後久しく年を経れば、種々の原因や事情によつて幾多の變遷を累ね、終には最初の意義を知ることが出来ないやうになるものである。臺灣に於ける地名の如きも、今日單に文字を見るときは殆どその意義の不明なものが過半を占めてゐるが、これ亦長い經過の間に多様な變遷を來した結果に外ならないのである。

臺灣の地名は住民の沿革上から、(一)蕃人の命名によるもの、(二)西洋人の命名によるもの、(三)漢人の命名によるもの、(四)日本人の命名によるものに分けることが出来る。(一)蕃人の命名によるものは、熟蕃語(平埔族語)と生蕃語(高砂族語)に分けられるが、熟蕃語の多くは死語に屬し、今日では全くその意義を審にすることが出来ないものが多い。而もこれらは漢人によつて音譯字を當てられたが、音譯字は漢字の上に向つては何等の意義を有するものでなく、また或ものは更に近音の佳字を擇んでこれに當てられたため、寧ろ漢人の命名による地名のやうに見えるものが少なくない。生蕃の命名による地名の中にも、古語に屬してゐるためその意義の不明のものがある。蕃語地名の音譯は北京官話音が用ひられたが、尙蕃語發音より見て福建話音若しくは讀書音を以て充てられたものもある。(二)西洋人の命名によるものには葡萄牙語、和蘭語、西班牙語、英吉利語等があるが、それらの中漢人によつて音譯字を當てられたものは、西洋人の命名とは思はれないやうになつてゐる。(三)漢人の命名によるものには、後日同音若しくは近音の佳字を當てられたため、一見その本來の意義を想起し得ないものがある。(四)日本人の命名によるものは領臺前と領臺後に分けられ

る。尙從來の地名中には大正九年地方制度改正の際、近音若しくは意義に因んで、内地式に改名されたものがある。

臺灣の地名は斯くの如き變遷を來してゐるため、今は全くその原義を失ひ、これが溯源に困難なものが多く、これを明らかにすることは容易でないが、地名の因由を溯源考究することは、郷土誌研究資料の一助にもならうといふ希望を以て、本書を出版することとした。固より淺學不才、加ふるに公務多忙のため、十分の調査研究を遂げることが出来なかつたのは甚だ遺憾とするところである。杜撰の點は大方諸賢の御示教を請ひ、再版の機會があらば訂正したいと思ふ。

昭和十二年十二月

臺北城東の寓居に於て

編者識す

凡 例

一、本書は總説、臺灣の名稱、各州廳の地名の三編に分けて記述し、附録として市街庄大字名一覽、州都市街庄人口を掲げ、尙卷末に索引を設けることにした。

二、本書の編纂に當つて參考とした主なる書目は次の通りである。

臨時臺灣舊慣調査會編

蕃族調査報告書

同

臺灣私法

臺灣慣習研究會

臺灣慣習記事

經世新報社翻刻

臺灣全誌

臺灣府誌、鳳山縣誌、臺灣縣誌、諸羅縣誌、彰化縣誌、淡水廳誌、噶瑪蘭廳誌、澎湖廳誌。誌ハ原書ニハ志

臺灣時報發行所

臺灣時報

自第百五十四號至第百五十八號

臺灣教育會

臺灣教育

第百二十八號至第百二十九號

吉田東伍博士著

大日本地名辭書續編

故伊能嘉矩氏著

臺灣文化志

藤崎濟之助氏著

臺灣文化史

臨時臺灣土地調查局編

臺灣土地慣行一斑

三、本書の校閲については、臺灣諸地名は臺灣總督府囑託黃銘生氏及び高等法院檢察局通譯東方孝義氏、蕃語地名は臺北帝國大學宮本文學士、西洋語地名は臺北帝國大學中村文學士の御力によるが多く、資料調査については全島各地の方々から幾多の援助を與へられた。また本書の背文字は總督府文教局大山翠堂氏の揮毫に係り、印刷に關しては盛文社主青木富氏の助力に俟つところが少くない。茲に深甚なる感謝の意を表する次第である。

四、本書は始政四十年記念博覽會に出版するつもりで脱稿をつげたのであるが、あまりに誤謬があつては申譯がないと思ひ、各専門の方に御校閲を御願したため、今年五月になつて漸く印刷に着手するやうになつた。ところが中途に於て、臺東、花蓮港兩廳に新廳制が施行され、郡や街庄が置かれることになり、また地名もかなり改正されたので、その方面の原稿の書直しを餘儀なくされ、遷延を重ねて年末に漸く校正を了したのである。尙卷末に臺灣全島圖を収める豫定であつたが、東部臺灣の地名が改正されたため、この方面の地圖を訂正することは容易でないで、これを割愛することにした。

五、本書は活字が小さ過ぎ、また行間も狭過ぎる感があるが、これを12ポイント活字(約五號大)十四行にすれば約七百頁となるので、9ポイント活字を採用することにした。

目次

第一編	總說	一
第一章	地理概説	一
第二章	住民	三
第一節	内地人	三
第二節	漢人(本島人)	四
第三節	蕃人	五
一	生蕃の分布	九
二	熟蕃の分布	三三
三	熟蕃部落	三三
第三章	政治沿革	三六
第一節	無所屬時代	三六
第二節	和蘭人占據時代	三七
第三節	西班牙人占據時代	四〇
第四節	鄭氏時代	四一

第五節	清朝時代	四
第六節	改隸以降	四
第四章	地名の起源	四
第一節	地名起源の例	四
第二節	地名轉訛の例	四
第二編	臺灣の名稱	六
第一章	漢人に與へられた名稱	六
第一節	禹貢	六
第二節	彫題國	六
第三節	東鯨	六
第四節	市洲	六
第五節	流求	七
第六節	鷄籠山(鷄籠)	八
第七節	北港	八
第八節	東番	八
第九節	東都・東臺	八

第十節 臺灣(臺員・大灣)……………六

第十一節 東瀛……………六

第十二節 波羅公……………六

第二章 日本人に與へられた名稱……………六

第一節 高砂……………六

第三章 西洋人に與へられた名稱……………六

第一節 フオルモサ……………六

第三編 各州廳の地名……………六

第一章 臺北州……………六

第一節 臺北市……………六

第二節 七星郡……………一〇

第三節 淡水郡……………一〇

第四節 基隆市……………一〇

第五節 基隆郡……………一二

第六節 宜蘭郡……………一二

第七節 羅東郡……………一三

第八節 蘇澳郡……………一六

第九節 文山郡……………一三

第十節 海山郡……………一四

第十一節 新莊郡……………一五

第二章 新竹州……………一六

第一節 新竹市……………一六

第二節 新竹郡……………一四

第三節 中壢郡……………一四

第四節 桃園郡……………一四

第五節 大溪郡……………一四

第六節 竹東郡……………一五

第七節 竹南郡……………一五

第八節 苗栗郡……………一六

第九節 大湖郡……………一六

第三章 臺中州……………一七

第一節 臺中市……………一七

第二節 大屯郡……………一七

第三節 豐原郡……………一七

第四節 東勢郡……………一七

第五節 大甲郡……………一七

第六節 彰化市……………一八

第七節 彰化郡……………一八

第八節 員林郡……………一八

第九節 北斗郡……………一八

第十節 南投郡……………一九

第十一節 新高郡……………一九

第十二節 能高郡……………一九

第十三節 竹山郡……………二〇

第四章 臺南州……………二〇

第一節 臺南市……………二〇

第二節 新豐郡……………二〇

第三節 新化郡……………二〇

第四節 曾文郡……………二〇

第五節 北門郡……………二〇

第六節 新營郡……………三一

第七節 嘉義市……………三一

第八節 嘉義郡……………三一

第九節 斗六郡……………三一

第十節 虎尾郡……………三一

第十一節 北港郡……………三一

第十二節 東石郡……………三一

第五章 高雄州……………三一

第一節 高雄市……………三一

第二節 岡山郡……………三一

第三節 鳳山郡……………三一

第四節 旗山郡……………三一

第五節 屏東市……………三一

第六節 屏東郡……………三一

第七節 潮州郡……………三一

第八節 東港郡……………三一

第九節 恒春郡……………三一

第六章 臺東廳

三八

第一節 臺東郡

三八

第二節 關山郡

三八

第三節 新港郡

三〇

第七章 花蓮港廳

三〇

第一節 花蓮郡

三〇

第二節 鳳林郡

三九

第三節 玉里郡

三四

第八章 澎湖廳

三七

市街庄大字名一覽

三二

臺北州

三二

臺北市

三二

基隆市

三三

七星郡

三三

淡水郡

三三

基隆郡

三三

宜蘭郡

三三

羅東郡

三七

蘇澳郡

三七

文山郡

三八

海山郡

三八

新莊郡

三〇

新竹州

三〇

新竹市

三〇

新竹郡

三一

中壢郡

三三

桃園郡

三四

大溪郡

三四

竹東郡

三五

竹南郡

三五

苗栗郡

三七

大湖郡

三八

臺中州

..... 丙

臺中市

..... 丙

彰化市

..... 丙

大屯郡

..... 丙

豐原郡

..... 丙

東勢郡

..... 丙

大甲郡

..... 丙

彰化郡

..... 丙

員林郡

..... 丙

北斗郡

..... 丙

南投郡

..... 丙

新高郡

..... 丙

能高郡

..... 丙

竹山郡

..... 丙

臺南州

..... 丙

臺南市

..... 丙

嘉義市

..... 丙

新豐郡

..... 丙

新化郡

..... 丙

曾文郡

..... 丙

北門郡

..... 丙

新營郡

..... 丙

嘉義郡

..... 丙

斗六郡

..... 丙

虎尾郡

..... 丙

北港郡

..... 丙

東石郡

..... 丙

高雄州

..... 丙

高雄市

..... 丙

屏東市

..... 丙

岡山郡

..... 丙

鳳山郡

..... 丙

旗山郡

..... 丙

屏東郡

..... 丙

潮州郡……………三九

東港郡……………三九

恒春郡……………三九

臺東廳……………三九

臺東郡……………三九

關山郡……………三九

新港郡……………三九

花蓮港廳……………三九

花蓮郡……………三九

鳳林郡……………三九

玉里郡……………三九

澎湖廳……………三九

州郡市街庄人口……………三九

索引……………(卷末より五十音順)